



® 平成 29 年 2 月 24 日 (金)

No. 14391 1部370円(税込み)

発行所

一般財団法人 経済産業調査会

東京都中央区銀座2-8-9 (木挽館銀座ビル)

郵便番号 104-0061

[電話] 03-3535-3052

[FAX] 03-3567-4671

近畿本部 〒540-0012 大阪市中央区谷町1-7-4

(MF天満橋ビル8階) [電話] 06-6941-8971

経済産業調査会ポータルサイト <http://www.chosakai.or.jp/>

特許ニュースは

- 知的財産中心の法律、判決、行政および技術開発、技術予測等の専門情報紙です。

定期購読料 1カ年61,560円 6カ月32,400円
(税込み・配送料実費)

本紙内容の全部又は一部の無断複写・複製・転載及び
入力を禁じます(著作権法上の例外を除きます)。

目次

☆弁理士の眼 [146] (1)

弁理士の眼

146

「加湿器」不正競争差止等請求事件

一知財高裁平成28(ネ)10018・平成28年11月30日(2部)判決<控訴認容>一

牛木内外特許事務所
弁理士 牛木理一

【主 文】

1 原判決中、控訴人らと被控訴人に関する部分を次のとおり変更する。

(1) 被控訴人は、控訴人X₁に対し、94万5000円及びこれに対する平成27年3月24日から支払済みまで年5分の割合による金員を支払え。

(2) 被控訴人は、控訴人X₂に対し、94万5000円及びこれに対する平成27年3月24日から支払

[キーワード] 商品形態の模倣(不競法2条1項3号・4項5号)、商品の内部構造、不競法2条1項3号の商品性、保護期間(不競法19条1項5号イ)、加湿器の著作物性(著作権法2条1項1号)、美術の著作物(著作権法10条1項4号)、個性の表現、応用美術論、不法行為(不競法4条、民法709条)、控訴人らの損害額

特許業務法人

北 斗 特 許 事 務 所

HOKUTO PATENT ATTORNEYS OFFICE

所 長 弁理士 西 川 恵 清

弁理士 坂 口 武
弁理士 田 中 康
弁理士 仲 石 晴
弁理士 水 尻 勝
弁理士 北 出 英 敏

弁理士 竹 尾 由 重
弁理士 木 村 豊
弁理士 谷 水 慎
弁理士 松 永 勉

〒530-0001 大阪市北区梅田1丁目12番17号 梅田スクエアビル9階

電話 06-6345-7777(代) FAX 06-6344-0777(代)

E-mail: post@hokutopat.com

済みまで年5分の割合による金員を支払え。

(3) 控訴人らのその余の請求をいずれも棄却する。

2 訴訟費用は、第1、2審を通じて、これを5分し、その4を被控訴人の、その余を控訴人らの各負担とする。

3 本判決主文第1項(1)(2)は、仮に執行することができる。

【事案の概要】

1 事案の要旨

(1) 本件請求の要旨

本件は、本判決別紙3「控訴人加湿器目録」記載1及び2の加湿器(以下、それぞれ、同目録の番号により「控訴人加湿器1」などという。)の開発者である控訴人らが、被控訴人に対し、①本判決別紙1「被控訴人商品目録」記載の加湿器(以下「被控訴人商品」という。)は、控訴人加湿器1又は控訴人加湿器2の形態を模倣したものであるから、その輸入、販売等是不正競争防止法2条1項3号の不正競争(形態模倣)に当たるとして、同法3条1項及び2項に基づいて、被控訴人商品の輸入、販売等の差止め及び廃棄を、②控訴人加湿器1及び控訴人加湿器2は、いずれも、美術の著作物(著作権法10条1項4号)に当たるから控訴人らはこれらに係る著作権(譲渡権又は二次的著作物の譲渡権)を有するとして、著作権法112条1項及び2項に基づいて、被控訴人商品の輸入、販売等の差止め及び廃棄を求めるとともに(上記①とは選択的併合)、③不正競争防止法違反又は著作権侵害の不法行為に基づき(選択的併合、不正競争防止法5条3項2号又は著作権法114条3項の選択的適用)、損害賠償金各120万円(逸失利益各95万円と弁護士費用各25万円の合計120万円の2人分で総計240万円)及びこれに対する不法行為後の日である平成27年3月24日から支払済みまで民法所定の年5分の割合による遅延損害金の支払を、それぞれ求める事案である。

なお、控訴人らは、上記損害賠償金のうち各60万円(合計120万円)とその附帯金について、訴訟終了前被控訴人(一審被告)株式会社スタイリングライフ・ホールディングス(スタイリングライフ)との連帯支払を求めていたが、ス

タイリングライフと控訴人らとの間の訴訟が和解により終了したことによって、控訴人らの損害賠償請求の趣旨は、当然に、第1、4に記載のとおりとなる。

また、訴状添付別紙物件目録には、「被控訴人商品」として品番CLV-3504のうちピンク色のもののみが掲記されているが、控訴人らが侵害商品とする「被控訴人商品」が、これに限定されたものではなく、色彩にかかわらず上記品番の商品と同一形状のものをすべて含むことは、両当事者がその前提の下に弁論をしていることからみて、明らかである。

(2) 原審の判断

原判決は、控訴人加湿器1及び控訴人加湿器2につき、①両者は、いずれも、市場における流通の対象となる物とは認められないから、不正競争防止法2条1項3号にいう「商品」に当たらない、②両者は、いずれも、美的鑑賞の対象となり得るような創作性を備えていると認めることはできないから、著作物に当たらないとして、控訴人らの各請求をいずれも棄却した。

2 前提となる事実

本件の前提となる事実として、争いのない事実と下記掲記の証拠及び弁論の全趣旨により認められる事実は、次のとおりである。

(1) 当事者

- ① 控訴人ら(X1、X2)は、総合家電メーカーのプロダクトデザイナーであり、その傍ら、平成23年1月にデザインユニット「knobz design」を結成し、フリーのデザイナーとしても活動している。(甲1の1)
- ② 被控訴人(株式会社セラヴィ)は、インテリア・デザイン家電、生活雑貨等の企画、生産及び輸入卸を業とする株式会社である。(争いのない事実)

(2) 控訴人らによる加湿器の開発

- ① 控訴人らは、遅くとも平成23年10月末までに控訴人加湿器1を、遅くとも平成24年6月5日までに控訴人加湿器2を、遅くとも平成27年1月4日までに控訴人加湿器3を、それ